

# 第134回丹波市議会定例会

自 令和6年2月26日  
至 令和6年3月27日

## 議案審議資料

( No.2 )

### 【目 次】

①議案第41号	(工事請負契約の変更)	… 1～2
②議案第42号	(丹波市税条例改正)	… 3～5
③議案第43号	(工事請負契約の締結)	… 6～10
④議案第44号	(丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正)	… 11～14
⑤議案第45号	(物品購入契約の締結)	… 15～17
⑥議案第46号	(物品購入契約の締結)	… 18～20
⑦議案第47号	(物品購入契約の締結)	… 21～23
⑧議案第48号	(工事請負契約の締結)	… 24～27

丹 波 市

## 議案第41号

### 工事請負契約の変更について

#### 1 提案の趣旨

次のとおり工事請負契約を変更することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、提案するものである。

2 工事名 市島支所及び市島農村環境改善センター解体工事

3 工事場所 丹波市市島町上田地内

4 工事概要 市島支所解体 R C 造 3階建 A=3,122.30m<sup>2</sup>  
市島農村環境改善センター解体 R C 造 2階建  
A=1,815.66m<sup>2</sup>  
便所・倉庫棟解体 C B 造 1階建 A=59.97m<sup>2</sup>  
ポンプ室（受水槽含む）解体 S 造 1階建 A=17.15m<sup>2</sup>  
消防車庫棟解体 S 造 1階建 A=29.8m<sup>2</sup>  
受電設備解体 一式  
外構構造物解体 一式  
樹木伐採・除根・移植 一式

5 工期 変更前 令和5年12月27日から令和6年7月29日まで  
変更後 令和5年12月27日から令和6年9月17日まで

6 契約金額 変更前 181,113,900円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 16,464,900円)  
変更後 200,640,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 18,240,000円)

7 契約の相手方 名称 株式会社 四方重設  
代表者 代表取締役 四方 琢哉  
所在地 兵庫県丹波市市島町上竹田4166番地

#### 8 変更理由

本工事の対象となる建築物に使用されている建材に含有するアスベストについて、市が実施設計の段階において調査していた箇所に加え、工事着手後の調査により市島支所の床材に使用された接着剤の成分に含有していることが判明したことから、当該アスベストの除去工事を追加で実施するため。

**【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
抜粋】**

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付きなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第42号

### 丹波市税条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

#### 2 改正の概要

(1) 令和6年1月に発生した能登半島地震による災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人の市民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる規定を設ける。

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の条ずれに伴う改正

#### 3 施行日

公布の日

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市税条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第53号</p> <p>最終改正 令和6年3月8日条例第4号 附 則</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定に</p>	<p>○丹波市税条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第53号</p> <p>最終改正 令和6年3月8日条例第4号 附 則</p> <p><u>（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）</u></p> <p><u>第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定に</p>

による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

## 議案第43号

### 工事請負契約の締結について

#### 1 提案の趣旨

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、提案するものである。

2 工事名 柏原斎場火葬炉設備等更新工事

3 工事場所 丹波市柏原町下小倉地内

4 工事概要 火葬炉設備更新工事 一式  
待合ホール、待合室、廊下、トイレ等改修工事 一式

5 工期 契約日の翌日から令和8年3月13日まで

6 契約金額 506,000,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 46,000,000円)

7 契約の相手方 名称 株式会社 宮本工業所  
代表者 代表取締役 宮本 芳樹  
所在地 富山県富山市奥田新町12番3号

#### 【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付きなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 宮本工業所
代 表 者 名	代表取締役 宮本 芳樹
本 社 住 所	富山県富山市奥田新町12番3号
営 業 年 数	64年
許 可 番 号	国土交通大臣許可 第2227号
資 本 金	50,000千円
完成工事高 (3年平均)	合計 8,946,907千円 うちタイル・れんが・ブロック 6,039,893千円
技 術 者 数	一級技術職員 8人 (うちタイル・レンガ・ブロック 5人) 二級技術職員 2人 (うちタイル・レンガ・ブロック 2人) その他技術職員 78人 (うちタイル・レンガ・ブロック 36人) 合計 88人
契約担当支店営業所等	株式会社 宮本工業所 大阪支社

## 工 事 実 績

(単位 : 千円)

発注者	元/下	工事名	請負代金	工期
五条広域事務組合	元	火葬炉設備工事	511,610	R 2. 6～R 3. 3
加古郡衛生施設組合	元	稻美斎場「ひじり苑」火葬炉設備入替等改修工事	89,100	R 3. 4～R 4. 1
神戸市	元	西神斎場火葬炉設備更新工事	661,650	R 3. 6～R 5. 3
寝屋川市	下	寝屋川斎場改修工事	374,000	R 4. 10～R 7. 3
有田聖苑事務組合	元	有田聖苑大規模改修工事	675,000	R 5. 6～R 7. 3

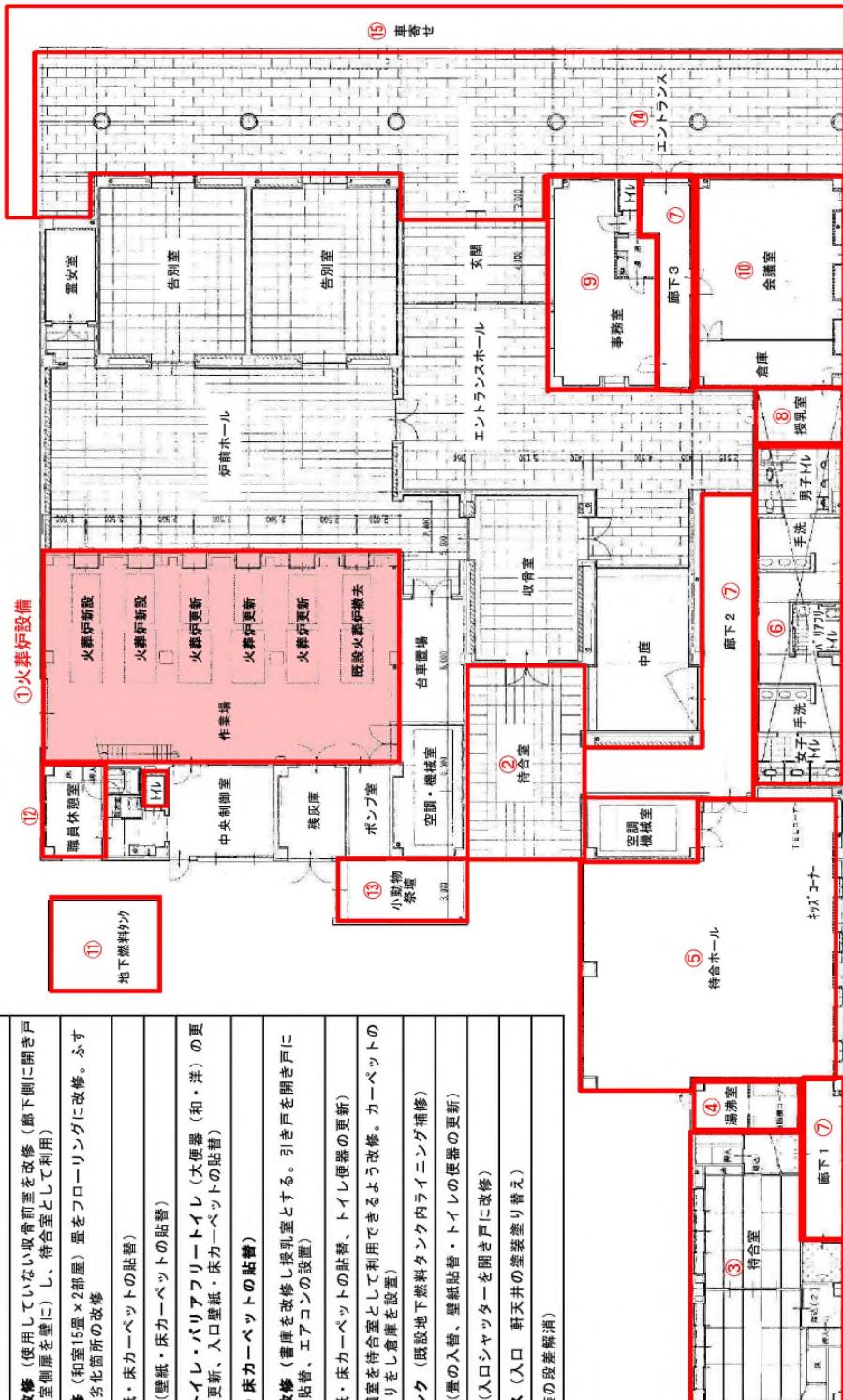
## 見 積 及 び 契 約 状 況 ( 工 事 )

工事番号	丹環境工第1号
工事名	柏原斎場火葬炉設備等更新工事
工事場所	丹波市柏原町下小倉地内
契約の種類	随意契約
(仮)契約年月日	令和6年3月4日
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予定価格	478,000,000 円(税抜)
工事概要	火葬炉設備更新工事 一式 待合ホール、待合室、廊下、トイレ等改修工事 一式

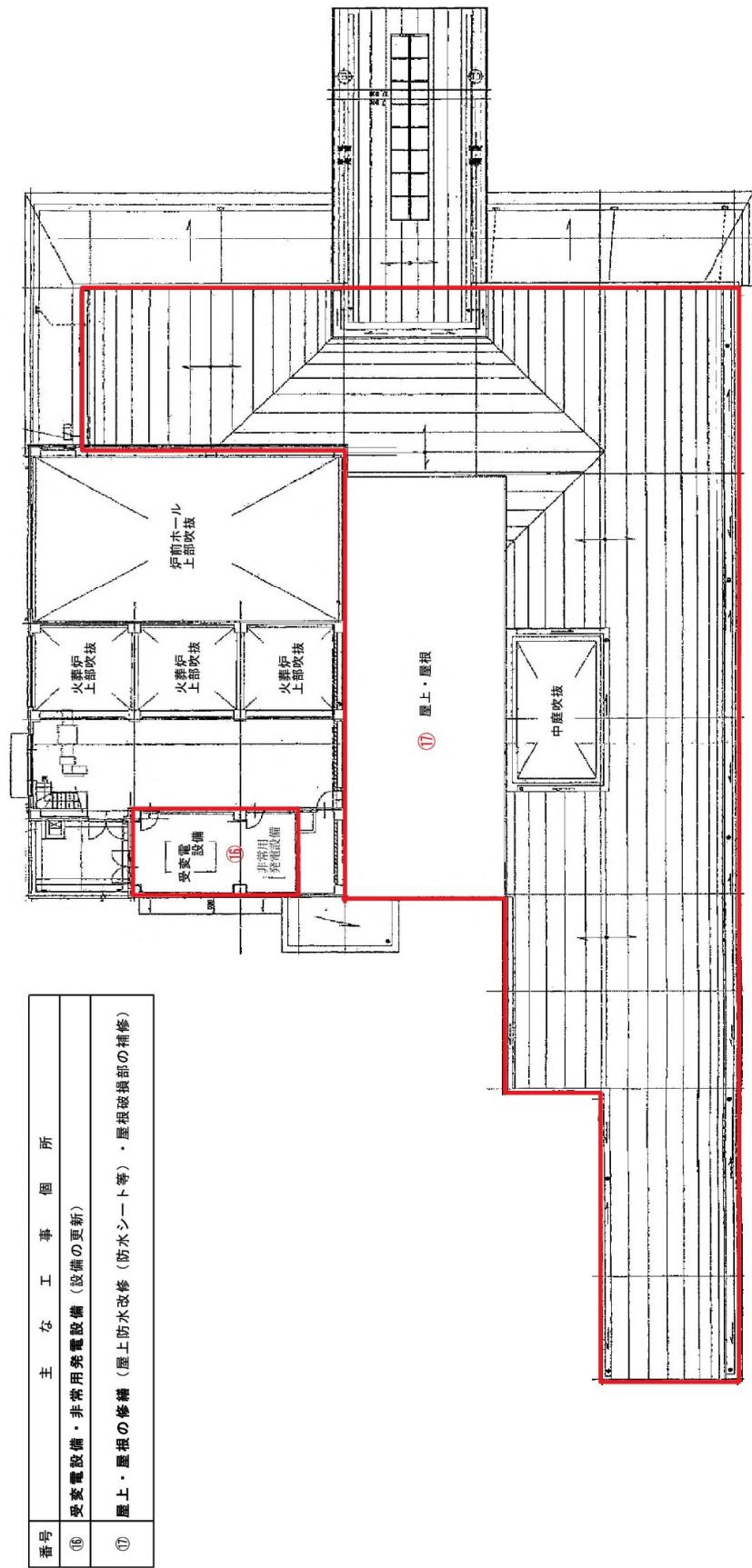
契約者名	株式会社 宮本工業所	
契約者所在地	富山県富山市奥田新町12番3号	
契約金額	506,000,000円 (うち消費税相当額	46,000,000円)

# 柏原斎場火葬炉設備等更新工事 1 階平面図

番号	主な工事箇所
①	火葬炉設備の更新（既設の4炉を撤去し、5炉新設する） 現在、炉の設置スペースは6か所あり、4か所を使用している
②	待合室への改修（使用していない收骨室前室を改修（廊下側に開き戸を設置、收骨室扉を壁に）し、待合室として利用）
③	待合室の改修（和室15畳×2部屋）をフローリングに改修。ふすまの張替え等化粧箇所の改修
④	湯沸室（壁紙・床カーペットの貼替）
⑤	待合ホール（壁紙・床カーペットの貼替）
⑥	男子・女子トイレ・バリアフリートイレ（大便器（和・洋）の更新・洗面台の更新、入口壁紙、床カーペットの貼替）
⑦	廊下（壁紙・床カーペットの貼替）
⑧	授乳室への改修（書庫を改修し授乳室とする。引き戸を開き戸に改修、壁紙の貼替、エアコンの設置）
⑨	事務室（壁紙・床カーペットの貼替、トイレ便器の更新）
⑩	会議室（会議室を待合室として利用できるよう改修。カーペットの更新。簡易切りをし書庫を設置）
⑪	地下燃料タンク（既設地下燃料タンク内ライニング補修）
⑫	職員休憩室（畳の入替、壁紙貼替・トイレの便器の更新）
⑬	小動物祭壇（八口シャッターを開き戸に改修）
⑭	エントランス（八口軒天井の塗装塗り替え）
⑮	車寄せ（鋼柵の設置解消）



柏原斎場火葬炉設備等更新工事 2階・屋上平面図



## 議案第44号

### 丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、施設の重要事項に係る掲示の義務を見直すほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

#### 2 改正の概要

- (1) 施設の運営規程等の掲示方法の見直し
- (2) 書面等の交付に使用する記録媒体に係る文言の見直し
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の項ずれに伴う改正

#### 3 施行日

令和6年4月1日

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(平成26年丹波市条例第46号) 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日 条例第46号</p> <p>最終改正 令和5年6月27日条例第19号</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるものほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p> <p><u>(掲示)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を<u>掲示しなければ</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ならな</p>	<p>○丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日 条例第46号</p> <p>最終改正 令和5年6月27日条例第19号</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるものほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p> <p><u>(掲示等)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならな</u></p>

い。

(電磁的記録等)

第55条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記

い。

(電磁的記録等)

第55条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）  
\_\_\_\_\_をもって調製するファイルに記

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に對し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に對し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に對し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に對し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

## 議案第45号

### 物品購入契約の締結について

#### 1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

2 物品名 生徒用学習机・椅子

3 物品概要 生徒用学習机・椅子セット 720セット

4 納入期限 令和8年3月25日

5 契約金額 25,581,600円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,325,600円)

6 契約の相手方 名 称 有限会社 ウッドワーク丹波  
代表者 代表取締役 栗田 崇志  
所在地 兵庫県丹波市氷上町石生263番地

#### 【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	有限会社 ウッドワーク丹波
代 表 者 名	代表取締役 粟田 崇志
本 社 住 所	兵庫県丹波市氷上町石生263番地
営 業 年 数	23年
許 可 区 分	—
資 本 金	3,000千円
実績高（2年平均）	8,300千円
従 業 員 数	1人
契約担当支店営業所等	—

## 受 注 実 績

(単位：千円)

発注者	元/下	件 名	受注金額	納 期
丹波篠山市	元	木製学習机・イス	8,050	令和3年12月
丹波篠山市	元	木製学習机用天板	1,500	令和4年3月
丹波市	元	木製学習机用天板	1,450	令和5年3月
丹波市	元	木製学習机用天板修理	540	令和5年3月
丹波篠山市	元	木製学習机用天板	1,740	令和5年3月

見 積 及 び 契 約 状 況 ( 物 品 )

物 品 番 号	丹教総物第30号
件 名	生徒用学習机・椅子購入
納 入 場 所	丹波市立氷上中学校、青垣中学校、春日中学校、山南中学校
契 約 の 種 類	随意契約
(仮)契約年月日	令和6年2月15日
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予 定 價 格	24,264,000 円(税抜)
物 品 概 要	生徒用学習机・椅子セット 720セット

見 積 業 者 名	第 1 回 見 積 金	再 度 見 積 額	備 考
株式会社 森林環境			辞 退
有限会社 ウッドワーク丹波	23,256,000円		決 定
有限会社 ウッズ			辞 退
上月ウディックス 株式会社			不 着
岸本クリエイト 株式会社			不 着
株式会社 前川製箸所			不 着
長澤木工所			不 着
株式会社 大島屋			辞 退
株式会社 ヤオシン			辞 退
丹佐商事 株式会社			不 着
株式会社 おぎもく			辞 退
和田製材 株式会社			辞 退
イクジウッド 株式会社			辞 退

契 約 者 名	有限会社 ウッドワーク丹波
契約者所在地	兵庫県丹波市氷上町石生263番地
契 約 金 額	25,581,600円 (うち消費税相当額 2,325,600円)

## 議案第46号

### 物品購入契約の締結について

#### 1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

2 物品名 小学校指導者用デジタルブック購入（その1）

3 物品概要 小学校指導者用デジタルブック 一式

4 納入期限 令和6年9月30日

5 契約金額 24,636,920円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,239,720円)

6 契約の相手方 名 称 飛鳥書房  
代表者 坂田 憲一  
所在地 兵庫県丹波市氷上町石生691番地

#### 【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 会社概要

項目	内容
会社名	飛鳥書房
代表者名	坂田 憲一
本社住所	兵庫県丹波市氷上町石生691番地
営業年数	73年
許可区分	—
資本金	—
実績高（2年平均）	15,811千円
従業員数	2人
契約担当支店営業所等	—

## 受注実績

(単位:千円)

発注者	元/下	件名	受注金額	納期
丹波市	元	丹波市立小中学校教師用教科書・指導書・デジタル教科書購入（その2）	15,920	令和2年9月
丹波市	元	丹波市立小中学校教師用教科書・指導書購入（その2）	3,744	令和3年9月

## 見 積 及 び 契 約 状 況 ( 物 品 )

物 品 番 号	丹教学校物第4号
件 名	小学校指導者用デジタルブック購入(その1)
納 入 場 所	東小学校、竹山小学校、吉見小学校、三輪小学校、春日部小学校、大路小学校、進修小学校、黒井小学校、船城小学校及び丹波市教育委員会事務局
契 約 の 種 類	随意契約
(仮)契約年月日	令和6年3月8日
隨意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予 定 價 格	22,397,200 円(税抜)
物 品 概 要	小学校指導者用デジタルブック 一式

契約者名	飛鳥書房
契約者所在地	兵庫県丹波市氷上町石生691番地
契約金額	24,636,920円（うち消費税相当額 2,239,720円）

## 議案第47号

### 物品購入契約の締結について

#### 1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

2 物品名 小学校指導者用デジタルブック購入（その2）

3 物品概要 小学校指導者用デジタルブック 一式

4 納入期限 令和6年9月30日

5 契約金額 24,611,290円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,237,390円)

6 契約の相手方 名 称 和久ヒシヤ書店  
代表者 和久 洋子  
所在地 兵庫県丹波市氷上町成松369番地

#### 【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	和久ヒシヤ書店
代 表 者 名	和久 洋子
本 社 住 所	丹波市氷上町成松369番地
営 業 年 数	不明
許 可 区 分	—
資 本 金	—
実績高（2年平均）	10,201千円
従 業 員 数	2人
契約担当支店営業所等	—

## 受 注 実 績

(単位：千円)

発注者	元/下	件 名	受注金額	納 期
丹波市	元	丹波市立小中学校教師用教科書・指導書・デジタル教科書購入（その2）	13,925	平成27年10月
丹波市	元	丹波市立小中学校教師用教科書・指導書・デジタル教科書購入（その2）	4,752	平成28年4月
丹波市	元	丹波市立小中学校教師用教科書・指導書購入（その2）	4,752	平成30年5月
丹波市	元	丹波市立小中学校教師用教科書・指導書・デジタル教科書購入（その3）	15,219	令和2年9月
丹波市	元	丹波市立小中学校教師用教科書・指導書購入（その1）	6,224	令和3年9月

## 見 積 及 び 契 約 状 況 ( 物 品 )

物 品 番 号	丹教学校物第5号
件 名	小学校指導者用デジタルブック購入(その2)
納 入 場 所	上久下小学校、久下小学校、小川小学校、和田小学校、南小学校、中央小学校、西小学校、北小学校、青垣小学校及び丹波市教育委員会事務局
契 約 の 種 類	随意契約
(仮)契約年月日	令和6年3月8日
隨意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予 定 價 格	22,373,900 円(税抜)
物 品 概 要	小学校指導者用デジタルブック 一式

契約者名	和久ヒシヤ書店
契約者所在地	兵庫県丹波市氷上町成松369番地
契約金額	24,611,290円（うち消費税相当額 2,237,390円）

## 議案第48号

### 工事請負契約の締結について

#### 1 提案の趣旨

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、提案するものである。

2 工事名 丹波竜化石工房拡充工事関連業務

3 工事場所 丹波竜化石工房及び山南支所庁舎関係施設

4 工事概要 実施設計・設計監理業務  
展示に関する業務（造作、映像、サイン、新規標本等）  
仮設・解体工事  
内装・設備工事  
倉庫（バックヤード）工事  
その他拡充・リニューアルオープンに関する業務

5 工期 契約日の翌日から令和7年6月30日まで

6 契約金額 445,500,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 40,500,000円)

7 契約の相手方 名称 株式会社 日展  
代表者 代表取締役 田加井 徹  
所在地 大阪府大阪市北区万歳町3番7号

#### 【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 日展
代 表 者 名	代表取締役 田加井 徹
本 社 住 所	大阪府大阪市北区万歳町3番7号
営 業 年 数	83年
許 可 番 号	国土交通大臣許可 第1257号
資 本 金	495,000千円
完成工事高 (2年平均)	合計 5,436,544千円 うち建築一式 215,083千円
技 術 者 数	一級技術職員 11人 (うち建築 11人) 二級技術職員 18人 (うち建築 6人) その他技術職員 35人 (うち建築 24人) 合計 64人
契約担当支店営業所等	株式会社 日展 西地区事業本部

## 工 事 実 績

(単位 : 千円)

発注者	元/下	工事名	請負代金	工期
丹波市	元	丹波竜化石工房拡充工事	89,250	H22. 4～H22. 12
香美町	元	香住町海の文化会館展示リニューアル設計・制作業務	55,702	H25. 5～H26. 3
糸魚川市	元	フォッサマグナミュージアムリニューアル展示業務	385,560	H26. 6～H27. 2
栗原市	元	栗駒山麓ジオパークビジターセンター展示工事	213,840	H29. 10～H30. 12
西予市	元	四国西予ジオミュージアム展示工事	163,680	R 3. 5～R 4. 3

## 見 積 及 び 契 約 状 況 ( 工 事 )

工事番号	丹恐竜業第1号
工事名	丹波竜化石工房拡充工事関連業務
工事場所	丹波竜化石工房及び山南支所庁舎関係施設
契約の種類	随意契約
(仮)契約年月日	令和6年3月5日
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予定価格	410,000,000 円(税抜)
工事概要	実施設計・設計監理業務 展示に関する業務(制作、映像、サイン、新規標本等) 仮設・解体工事 内装・設備工事 倉庫(バックヤード)工事 その他拡充・リニューアルオープンに関する業務

契約者名	株式会社 日展
契約者所在地	大阪府大阪市北区万歳町3番7号
契約金額	445,500,000円 (うち消費税相当額 40,500,000円)

## 丹波竜化石工房拡充工事関連業務

## 展示計画平面図

